

特定非営利活動法人 子育て応援・ペンギンくらぶ 定款

第1章 総則

(名称)

第1条 この法人は、特定非営利活動法人子育て応援・ペンギンくらぶと称する。

(事務所)

第2条 この法人は、事務所を茨城県水戸市内に置く。

(目的)

第3条 この法人は、茨城県内において、誰でも楽しく子育てができる環境を整備し、子どもを連れて気軽に歩けるまちをつくることにより、育児者を支援することを目的とする。

(特定非営利活動の種類)

第4条 この法人は、前条の目的を達成するため、特定非営利活動促進法(以下「法」という。)別表に掲げるものうち、次の各号に掲げる特定非営利活動を行う。

- (1) 保健、医療又は福祉の増進を図る活動
- (2) 社会教育の推進を図る活動
- (3) まちづくりの推進を図る活動
- (4) 男女共同参画社会の形成の促進を図る活動
- (5) 子どもの健全育成を図る活動

(事業)

第5条 この法人は、第3条の目的を達成するため、次の事業を行う。

- (1) 子育て応援に関する調査及び研究
- (2) 子育て応援に関する情報の収集及び提供
- (3) 子育て応援に関する行事の開催
- (4) その他目的達成のため必要な事業

(法人の性格)

第6条 この法人は、特定非営利活動法人として、公益の増進に寄与するものとする。

- 2 この法人は、これを宗教のために利用してはならない。
- 3 この法人は、これを特定の公職(公職選挙法第3条に規定する公職をいう。以下同じ。)の候補者(候補者になろうとする者を含む。)若しくは公職にある者又は政党のために利用してはならない。
- 4 この法人は、これを暴力団若しくはその構成員のために利用してはならない。

第2章 会員

(種別)

第7条 この法人は、次の各号に掲げる会員をおき、正会員をもって法上の社員とする。

- (1) 正会員 この法人の目的に賛同し、事業に協力することができる個人、法人又は団体等
- (2) 賛助会員 この法人の目的に賛同する個人、法人又は団体等
- (3) 家族会員 この法人の目的に賛同する個人で、正会員と同居又は1親等の親族である者

(入会)

第8条 正会員になろうとする者は、代表が別に定める入会申込書により代表に申し込むものとし、代表は、正当な理由のない限り入会を承諾するものとし、入会を認めない場合は、速やかに理由を付した書面をもってその旨を通知するものとする。

- 2 賛助会員になろうとする者は、年会費を納入することにより会員になることができる。
- 3 家族会員は、正会員の申し出により会員になることができる。

(会費)

第9条 会員は、総会において別に定める会費を納入しなければならない。

(会員の資格喪失)

第10条 会員が次の各号の一に該当する場合は、その資格を喪失する。

- (1) 退会届を提出したとき。
- (2) 本人が死亡し、又は会員である法人又は団体等が解散したとき。
- (3) 継続して2年以上会費を滞納したとき。
- (4) 除名されたとき。

(退会)

第11条 会員は、代表が別に定める退会届を代表に提出することにより、退会することができる。

(除名)

第12条 この法人は、会員が次の各号の一に該当する場合は、総会において総正会員の3分の2以上の議決により、これを除名することができる。

(1) この定款に違反したとき。

(2) この法人の名誉を毀損し、又はこの法人の目的に反する行為をしたとき。

2 この法人は、前項の規定により除名しようとする会員に対し、その除名の議決を行う総会において、議決の前に弁明の機会を付与しなければならない。

(抛出金等の不返還)

第13条 この法人は、会員が既に納入した会費その他の抛出金品は、これを返還しない。

第3章 役員及び事務局

(種別及び選任)

第14条 この法人に次の役員を置く。

(1) 理事 3名以上20名以内

(2) 監事 1名以上5名以内

2 理事のうち、1名を代表、若干名を副代表とする。

3 役員は、総会において選任する。

4 代表及び副代表は、理事の互選により決定する。

5 役員のうちには、それぞれの役員について、その配偶者若しくは3親等以内の親族が1人を超えて含まれ、又は当該役員並びにその配偶者及び3親等以内の親族が役員総数の3分の1を超えて含まれることになってはならない。

6 監事は、理事又はこの法人の職員を兼ねてはならない。

(役員職務)

第15条 代表は、この法人を代表し、会務を総括する。

2 副代表は、代表を補佐し、代表に事故あるとき、又は代表が欠けたときは、その職務を代行する。

3 理事は、理事会を構成し、この定款並びに総会又は理事会の議決に基づき、この法人の業務を遂行する。

4 監事は、次の各号に掲げる職務を行う。

(1) 理事の業務執行の状況を監査すること。

(2) この法人の財産の状況を監査すること。

(3) 前2号の規定による監査の結果、この法人の業務又は財産に関し不正の行為又は法令もしくは定款に違反する重大な事実があることを発見した場合は、これを総会又は所轄庁に報告すること。

(4) 前号の報告をするため必要がある場合は、総会を招集すること。

(5) 理事の業務遂行の状況又はこの法人の財産の状況について、理事に意見を述べ、若しくは理事会の招集を請求すること。

(役員任期)

第16条 役員任期は2年とする。ただし、補欠役員任期は、前任者の残任期間とする。

2 役員は、再任されることができる。

3 役員は、辞任し、または任期が満了した場合においても、第14条に定める最小の役員数を欠く場合には、後任者が就任するまでは、その職務を行わなければならない。

(役員解任)

第17条 この法人は、役員が次の各号の一に該当するときは、総会で総正会員の3分の2以上の議決により、これを解任することができる。

(1) 心身の故障により、職務の遂行に堪えられないと認めるとき。

(2) 職務上の義務違反その他役員として不適当な行為があったとき。

2 この法人は、前項の規定により解任しようとする役員に対し、その解任の議決を行う総会において、議決の前に弁明の機会を付与しなければならない。

(報酬等)

第18条 役員は、その総数の3分の1以下の範囲内で、報酬を受けることができる。

2 役員は、その職務を執行するために要した費用を弁償することができる。

3 前2項に関し必要な事項は、総会の議決を経て、代表が別に定める。

(顧問等)

第19条 この法人に顧問及び助言者を置くことができる。

(事務局)

第20条 この法人の事務を処理するために、事務局を置く。

2 事務局に事務局長その他の職員を置く。

3 事務局長は、理事会の承認を経て代表が任免し、職員は、代表が任免する。

4 事務局の組織及び運営に関し必要な事項は、理事会の議決を経て、代表が別に定める。

第4章 会議

(会議の種類等)

第21条 この法人の会議は、総会及び理事会とする。

2 総会は、通常総会及び臨時総会とし、正会員をもって構成する。法人又は団体等の正会員は、総会で表決を行う者1名を毎年定め、代表に届け出る。

3 理事会は、理事をもって構成する。

(会議の機能)

第22条 総会は、次の事項を議決する。

(1) 定款の変更

(2) 解散

(3) 合併

(4) 事業計画及び収支予算の決定並びにその変更の承認

(5) 事業報告及び収支決算の承認

(6) 役員の選任又は解任、職務及び報酬

(7) 会費の額

2 理事会は、前項に掲げる事項を除き、この法人の業務を決定する。

(会議の開催)

第23条 通常総会は、年1回事業年度終了後3月以内に開催する。

2 臨時総会は、次の各号の一に該当する場合に開催する。

(1) 理事会から招集の請求があったとき。

(2) 正会員の5分の1以上から、会議の目的たる事項を記載した書面をもって招集の請求があったとき。

(3) 第15条第4項第4号の規定により、監事から招集があったとき。

3 理事会は、次の各号の一に該当する場合に開催する。

(1) 代表が必要と認めるとき。

(2) 理事の5分の1以上から、会議の目的たる事項を記載した書面をもって招集の請求があったとき。

(3) 第15条第4項第5号の規定により、監事から招集の請求があったとき。

(会議の招集)

第24条 総会及び理事会は、前条第2項第3号の場合を除き、代表が招集する。

2 代表は、前条第2項第1号及び第2号の請求があったときは、その請求の日から30日以内に臨時総会を、同条第3項第2号の請求があったときは、その請求の日から14日以内に理事会を招集しなければならない。

3 代表又は監事は、総会を招集するときは、正会員に対し、会議の目的たる事項及びその内容並びに日時及び場所を、会議の日の7日前までに文書をもって正会員に通知しなければならない。

4 代表は、理事会を招集するときは、会議の日の7日前までに文書をもって理事に通知しなければならない。ただし、緊急に開催する必要がある場合は、この限りではない。

(関係者の出席)

第25条 代表は、必要があると認めるときは、総会の議決を経て、総会に関係者の出席を求めることができる。

2 代表は、必要があると認めるときは、理事会の議決を経て、理事会に顧問その他の関係者の出席を求めることができる。

(議長)

第26条 総会及び理事会の議長は、代表がこれにあたる。

(議決)

第27条 会議は、この定款で別に定めるもののほか、出席した正会員(理事会にあっては、出席した理事)の過半数の同意をもって決し、可否同数のときには、議長の決するところによる。

(表決等)

第28条 各正会員及び理事の表決権は、平等なるものとする。

2 やむを得ない理由により総会又は理事会に出席できない正会員又は理事は、あらかじめ通知された事項について、書面をもって表決し、又は他の正会員若しくは他の理事を代理人として表決を委任することができる。この場合において、書面表決者又は表決委任者は、その会議に出席したものとみなす。

3 総会又は理事会の表決について、特別の利害関係を有する正会員又は理事は、その議事の議決に加わることができない。

(議事録)

第29条 この法人は、総会及び理事会の議事について、次の事項を記載した議事録を作成しなければならない。

- (1) 会議の日時及び場所
- (2) 正会員の現在数又は理事の定数及び現在数
- (3) 会議に出席した正会員の数又は理事(書面表決者及び表決委任者を含む。)の氏名
- (4) 議決事項
- (5) 議事の経過及び要領並びに発言要旨
- (6) 議事録署名人の選任に関する事項

2 議事録には、議長及び出席した正会員又は理事のうちから、その会議において選出された議事録署名人2名以上が署名押印しなければならない。

第5章 資産及び会計

(資産の構成)

第30条 この法人の資産は、次の各号に掲げるものをもって構成する。

- (1) 設立当初の財産目録に記載された財産
- (2) 会費
- (3) 寄付金品
- (4) 事業に伴う収入
- (5) 資産から生ずる収入
- (6) その他の収入

(資産の管理)

第31条 この法人の資産は、代表が管理し、その方法は総会の議決を経て決定する。

(会計の原則)

第32条 この法人の会計は、法第27条各号に掲げる原則に従って行うものとする。

(経費の支弁)

第33条 この法人の経費は、資産をもって支弁する。

(事業計画及び予算)

第34条 この法人の事業計画及び収支予算は、代表が作成し、総会の議決を経て決定するものとする。

(暫定予算)

第35条 前条の規定にかかわらず、やむを得ない理由により予算が成立しないときは、代表は、予算成立の日まで前事業年度の予算に準じ収入及び支出をすることができる。

2 前項の収入及び支出は、新たに成立した予算の収入及び支出とみなす。

(予備費の設定及び使用)

第36条 予算超過又は予算外の支出に充てるため、総会の議決を経て、予算中に予備費を設けることができる。

(事業計画及び予算の変更)

第37条 第34条に規定した総会の議決を経た事業計画書及び収支予算書の変更は、理事会の議決を経て行うことができる。ただし、変更された内容に関して、代表はその後最初に開催する総会にこれを報告し承認を得なければならない。

(事業報告及び決算)

第38条 この法人の事業報告書、収支計算書、貸借対照表及び財産目録等の決算に関する書類は、事業年度終了後3月以内に代表が作成し、監事の監査を経て、総会の承認を得なければならない。

2 決算上剰余金を生じさせたときは、次事業年度に繰り越すものとする。

(事業年度)

第39条 この法人の事業年度は、毎年4月1日に始まり、翌年3月31日に終わる。

第6章 定款の変更、解散及び合併

(定款の変更)

第40条 この定款は、総会において、正会員の2分の1以上が出席し、出席した正会員の4分の3以上の議決を得、かつ、法第25条第3項に規定する軽微な事項を除いて、所轄庁の認証を得なければ変更することができない。

(解散)

第41条 この法人は、次に掲げる事由により解散する。

- (1) 総会の決議
 - (2) 目的とする特定非営利活動に係る事業の成功の不能
 - (3) 正会員の欠亡
 - (4) 合併
 - (5) 破産
 - (6) 所轄庁による設立の認証の取消し
- 2 前項第1号の事由により解散する場合は、正会員の2分の1以上が出席した総会において、出席した正会員の2分の1以上の同意を得なければならない。
- 3 第1項第2号の事由により解散するときは、所轄庁の認定を受けなければならない。
(残余財産の帰属)
- 第42条 この法人が解散(合併又は破産による解散を除く。)したときに残存する財産は、総会の議決を経て、類似の目的を持つ団体に譲渡するものとする。

(合併)

- 第43条 この法人が合併しようとするときは、正会員の2分の1以上が出席した総会において、出席した正会員の2分の1以上の議決を経、かつ、所轄庁の認証を受けなければならない。

第7章 公告の方法

(公告の方法)

- 第44条 この法人の公告は、この法人の掲示場に掲示するとともに、茨城新聞に掲載して行う。

第8章 雑則

(委任)

- 第45条 この定款に定めるもののほか、必要な事項は、理事会の議決を経て、代表が別に定める。

付 則

- 1 この定款は、この法人の設立の日から施行する。
- 2 役員は、第14条第3項及び第4項、第16条第1項並びに第22条第1項第6号の規定にかかわらず、設立の日から西暦2004年6月30日までの間は、次の者とする。

代表 柳橋 剛

副代表 酒寄 之枝

理事 飯田 征子

理事 岩田 陽子

理事 大橋 智子

理事 丹治 式子

理事 永長 みどり

理事 三宅 修

理事 山本 美穂子

監事 岩田 智子

監事 栗田 ますみ

(事業年度)

- 3 この法人の設立初年度の事業年度は、第39条の規定にかかわらず、設立の日から2003年3月31日までとする。

(会費の額)

- 4 この法人の設立当初の会費の額は、第9条の規定にかかわらず、次に掲げるとおりとする。

(1) 正会員

個人 1口2,000円

法人又は団体等 1口5,000円

(2) 賛助会員

個人 1口2,000円

法人又は団体等 1口5,000円

(3) 家族会員

無料

- 5 この法人の設立の日までに、子育て応援・ペンギんくらぶの2002年度会費を納入した者は、前項の規定にかかわらず、2002年度会費を免除とする。